

令和8年4月23日(木)

令和8年度 コミュニティ・スクール関係課説明会

こども家庭庁成育局成育環境課

1. 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

放課後児童クラブの概要

【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

※平成9年の児童福祉法改正により法定化(児童福祉法第6条の3第2項)：平成10年4月施行

※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした(平成27年4月施行)

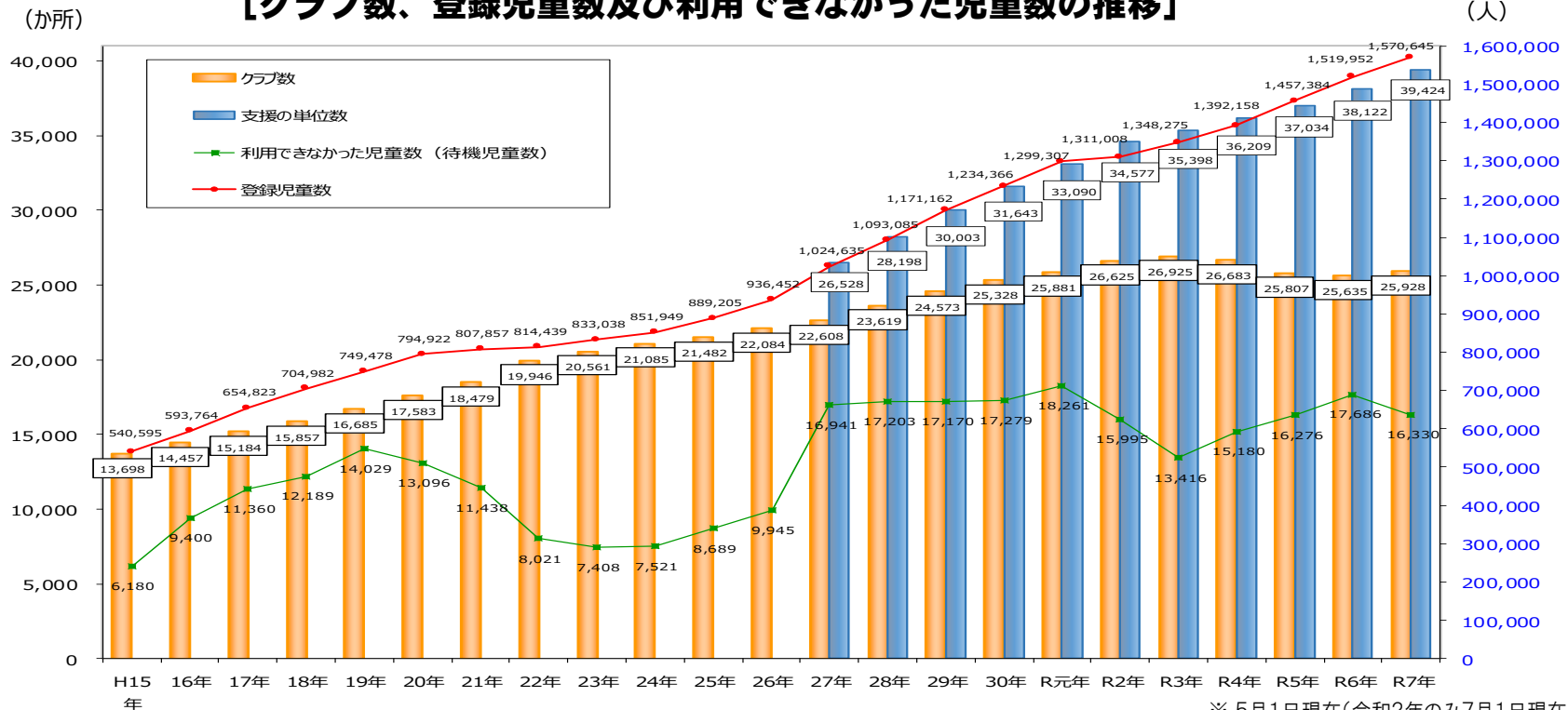
【現状】(令和7年5月現在)

- 登録児童数 1,570,645人
- 支援の単位数 39,424単位
- クラブ数 25,928か所
- 利用できなかった児童数(待機児童数) 16,330人
(前年度比 1,356人減)

【今後の展開】

- 「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)に基づき、約152万人の受け皿確保を、できるだけ早期に達成できるよう取り組み、令和7年度に達成。
- 今後は、登録児童数を推計した結果を踏まえ、ピークとなる**2030年頃の約165万人分の受け皿確保を目指す。**
- こどもの主体性を尊重し、こどもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、こどもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

【クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移】



※ 5月1日現在(令和2年のみ7月1日現在) こども家庭庁調査
 ※ 本調査は平成10年より実施

令和7年放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況（令和7年5月1日現在） 調査結果のポイント

① 登録児童数

➤ 過去最高値を更新

1,570,645人【前年比+50,693人】（令和6年：1,519,952人）

② 放課後児童クラブの支援の単位数

➤ 過去最高値を更新

39,424支援の単位【前年比+1,302支援の単位】

（令和6年：38,122支援の単位）

※ 「支援の単位」とは、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」により、児童の集団の規模を示す基準として平成27年度（2015年度）から導入したものであり、児童の放課後児童クラブでの活動は、この「支援の単位」を基本として行うこととなった。

③ 放課後児童クラブ数

25,928か所【前年比+293か所】（令和6年：25,635か所）

うち、放課後子供教室との校内交流型6,595か所

※ 校内交流型とは、同一の小学校内等で両事業を実施し、放課後児童クラブの児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できる形態。

※ なお、両事業を小学校敷地内で実施している場合に限ると、5,486か所。

④ 利用できなかった児童数（待機児童数）

➤ 待機児童数については対前年で1,356人減少し、16,330人となった。

➤ 学年別で見ると、

小学校低学年（小学1年生から小学3年生）は1,128人、

小学校高学年（小学4年生から小学6年生）は228人減少。

➤ 都道府県別では、

東京都（3,360人）、埼玉県（1,681人）、兵庫県（1,464人）
で全体の約4割を占めている。

全体：16,330人【前年比 ▲1,356人】（令和6年：17,686人）

<学年別内訳>

小学1年生：1,966人【前年比 - 243人】（令和6年：2,209人）

小学2年生：1,805人【前年比 - 311人】（令和6年：2,116人）

小学3年生：3,305人【前年比 - 574人】（令和6年：3,879人）

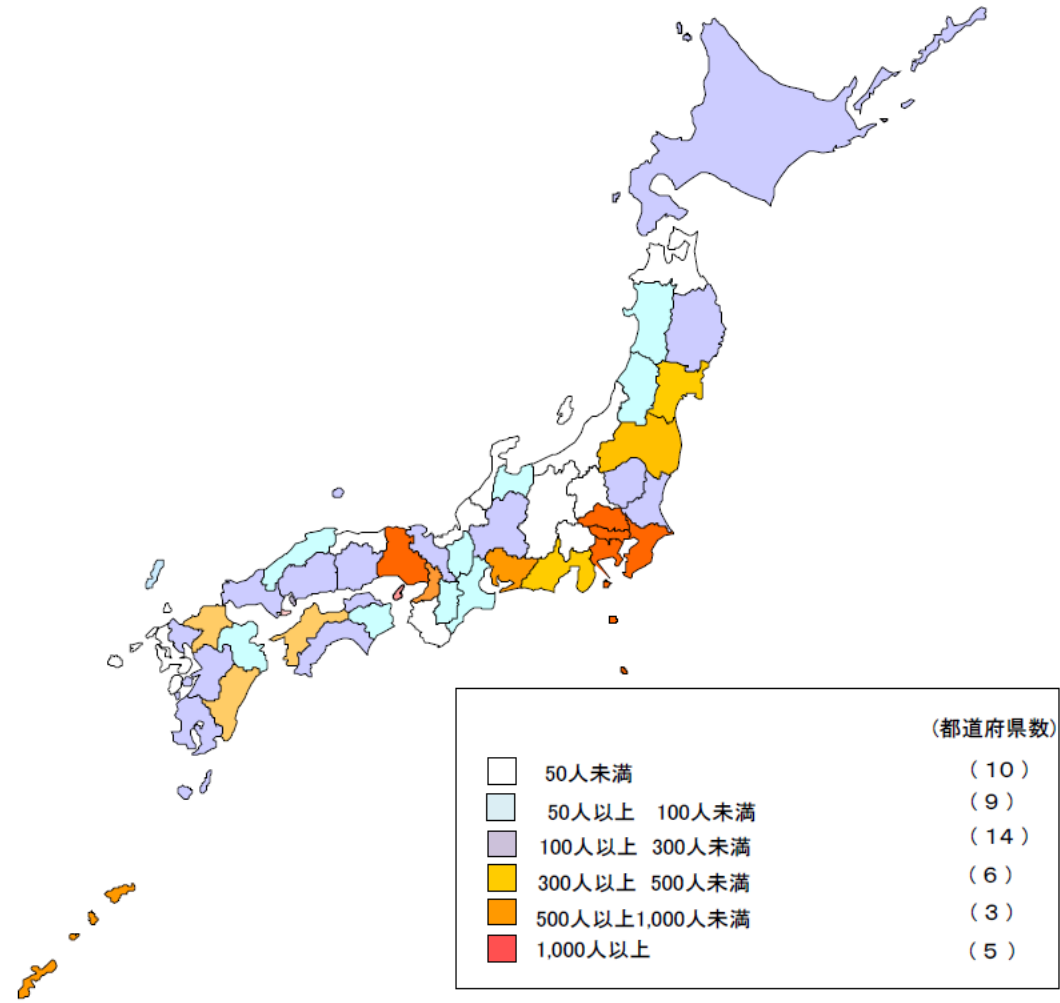
小学4年生：5,589人【前年比 - 118人】（令和6年：5,707人）

小学5年生：2,644人【前年比 - 112人】（令和6年：2,756人）

小学6年生：1,021人【前年比 + 2人】（令和6年：1,019人）

※ 平成27年4月から施行された子ども・子育て支援新制度において、対象児童を「おおむね10歳未満」から「6年生まで」と明確化。

令和7年5月1日 利用できなかった児童（待機児童）マップ（都道府県別）



注：各都道府県には政令指定都市・中核市を含む。

待機児童の保護者へのアンケート結果(概要)

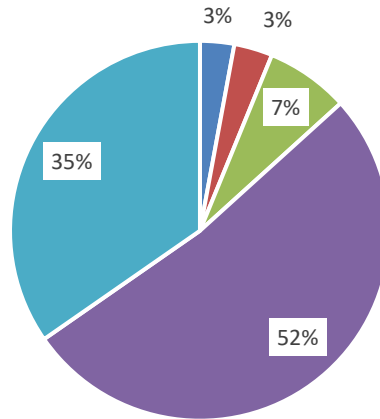
- 自治体を経由し、待機児童の保護者に向けてオンラインアンケートを実施した。
- 調査概要： 調査時点：令和7年7月1日現在
調査期間：令和7年7月1日～7月22日
回答数 1,865件 （全国のうち10県からは回答がなかった。待機児童のいない、青森・福井は除く。）

【待機になっている主な児童の過ごし方】

放課後子供教室の利用	119	6.4%
児童館の利用	84	4.5%
その他行政が提供している事業や施設で過ごしている	69	3.7%
自宅で過ごしている（留守番）	1,191	63.9%
祖父母宅等の親類宅（祖父母が親に代わり見ているものを含む）	118	6.3%
ファミリー・サポート・センターの利用	4	0.2%
塾・習い事	77	4.1%
いわゆる民間学童	82	4.4%
その他	121	6.5%

【待機になったことで保護者の生活に影響があった1,099件（59%）の詳細】

- 仕事を辞めた 32
- 転職した 36
- 就労形態を変えた（正社員からパートタイムなど） 78
- 就労時間を変えた（パートのシフト調整など） 572
- その他 381



【施策に対するご意見（主なもの）】

【施設・受け入れ体制】

利用できる児童クラブが少ないと感じている。（約180件）
長期休みだけでも利用できる場所が欲しい。（約160件）
空き教室の開放をもっと積極的にやったらいい。（約40件）
児童館等の活用で待機児童対策をしてほしい。（約30件）

【利用条件・選考基準】

希望者全員が入れるようにしてほしい。（約90件）
点数制や選考基準が不明瞭で納得できない。（約60件）
低学年優先は理解できるが、柔軟な対応を望む。（約40件）

【料金・補助】

民間学童の補助金制度を希望する。（約70件）
料金がなくて家計に負担。（約60件）
有料でもいいので長期休みだけでも預かってほしい。（約40件）

【安全・安心】

夏休みなど長期休みは一人で家にいるのが不安。（約100件）
留守番中の事故や不審者が心配。（約90件）
大人の見守りがある施設が増えると安心。（約60件）

放課後児童クラブの待機児童の解消に向けて、今後の見通しを踏まえつつ、効果的・効率的な受け皿確保等に取り組む。このため、両省庁が連携して、放課後児童対策パッケージ2025で掲げた取組（※）については引き続き着実に推進するとともに、放課後のこどもの豊かな時間の確立に向けて多様な放課後の過ごし方を後押しする。

①放課後児童クラブの新たな受け皿整備の目標の設定

- 女性の就業率の伸び等を踏まえれば、登録児童数は2030年頃に約165万人でピークを迎えると推計され、その受け皿を確保することを目標とする。

2030年頃 約165万人

2025年5月現在 約157万人

②受け皿整備の方向性

- こども達に豊かな体験を提供する観点 及び こどもや子育て家庭が安心して利用でき、かつ、放課後児童対策を持続可能な形で実施する観点から、過密状態を避ける視点も持った上で、小学校内で実施される放課後児童クラブと放課後子供教室との校内交流型を強力に推進することとし、普通教室のタイムシェアを含めた学校施設等の既存施設の活用をより一層推進する。
- 放課後児童クラブ以外の放課後の居場所を求める声にも応えるべく、企業等の活力を活かし、小学生の預かり機能を地域や職域の状況に応じて生み出すモデル事業等を実施し、児童の放課後の居場所の選択肢の拡充を図る。
- また、同モデル事業の実施を通じて、放課後児童クラブ事業の認知を高め、放課後児童クラブ実施事業者の拡大も図る。

③これまでの取組の更なる推進

- 待機児童の状況の詳細の公表、補助金の活用状況の見える化、人手不足の状況を踏まえた放課後児童支援員の確保に向けた都道府県等の取組の後押し（活動の補助や、研修教材等の提供）、放課後児童クラブ職員の処遇改善の推進、安全に配慮した待機児童対策の推進等を図る。

※ 放課後児童対策パッケージ2025で掲げた取組

- ・放課後児童クラブの待機児童対策には「場の確保」「人材の確保」「適切な利用調整（マッチング）」の3つが重要。
- ・取組上の課題として「待機児童発生状況の偏り」「補助事業の未活用等」「関係部局間・関係者間の連携」があり、対応を推進。

趣旨

- 待機児童対策の一層の強化と放課後の児童の居場所確保に向け、こども家庭庁と文部科学省が連携し、予算・運用等の両面から取り組むべき対策を示す。
- 今後の登録児童数を推計した結果を踏まえ、ピークとなる2030年頃の約165万人分の受け皿確保を目指す。
- 「場の確保」「人材の確保」「適切な利用調整（マッチング）」を通じた受け皿整備を、「待機児童発生状況の偏り」、「補助事業の未活用」、「関係部局間・関係者間の連携」にも着目しながら、推進。

- 受け皿整備の方向性
- 既存施設の活用をより一層推進する。
 - 校内交流型を強力に推進する。

1. 放課後児童対策の具体的な内容について

放課後児童クラブの実施状況 (R7.5.1)	登録児童 157万人	待機児童 1.6万人
(R7.10.1)	登録児童 152万人	待機児童 0.7万人

(1) 放課後児童クラブにおける待機児童の解消策

1) 放課後児童クラブを開設する場の確保

- ① 施設整備に係る補助率の向上[R7補正]
- ② 学校（校舎、敷地）内における整備推進
- ③ 学校施設の積極的な活用
- ④ 学校外における整備推進（補助引き上げ）
- ⑤ 賃貸物件等を活用した受け皿整備の推進（補助引き上げ）
- ⑥ 保育所等の積極的な活用
- ⑦ スマールコンセッションによる整備の周知

2) 放課後児童クラブを運営する人材の確保

- ① 常勤職員配置の改善
- ② 職員に対する処遇改善[R8拡充]
- ③ 職員の確保支援[R8拡充]
- ④ 平日夜間の人材確保支援
- ⑤ 保育士・保育所支援センターやハローワーク等連携
- ⑥ ICT化の推進による職員の業務負担軽減[R8拡充]
- ⑦ 育成支援体制強化事業による業務負担軽減
- ⑧ DX化による職員の業務負担軽減[R7補正]
- ⑨ シルバー人材センターとの連携
- ⑩ 放課後児童クラブ等の魅力向上
- ⑪ 放課後児童支援員認定資格研修の推進[R8拡充]

3) 適切な利用調整（マッチング）

- ① 正確な待機児童数把握の推進、待機児童の詳細の公表
- ② 利用調整支援、送迎支援等によるマッチングの推進等

4) 時期的なニーズ等への対応

- ① 夏季休業期間中における開所支援
- ② 児童数の増加による減額措置の猶予[R8拡充]
- ③ 開所日数に関する考え方の整理・検討
- ④ 長期休業期間中の昼食提供に活用しうる補助金の周知
- ⑤ 物価高騰等に対する支援[R7補正]

5) 自治体へのきめ細かな支援とコミュニティ・スクールの仕組みの活用推進等

- ① 待機児童が多数発生している自治体への支援
- ② コミュニティ・スクールの仕組みを活用した放課後児童対策の推進

(2) 全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごすための強化策

1) 多様な居場所づくりの推進

- ① 放課後児童クラブと放課後子供教室の校内交流型・連携型の推進
- ② こどもの居場所づくりの推進(モデル事業、コーディネーター配置)[一部R7補正、R8拡充]
- ③ コミュニティ・スクールの仕組みを活用した放課後児童対策の推進(一部再掲)
- ④ 特別な配慮を必要とする児童への対応
- ⑤ 朝のこどもの居場所づくりの推進（好事例周知、機運醸成等）
- ⑥ 災害時におけるこどもの居場所づくりへの支援
- ⑦ 企業等の活力を活かした小学生の預かり機能構築モデル事業[R7補正]
- ⑧ 児童館等を活用した地域課題解決や居場所づくり[一部R7補正]

2) 放課後児童対策に従事する職員やコーディネーターする人材の確保

- ① 常勤職員配置の改善(再掲)
- ② こどもの居場所づくり支援体制の構築等を行うコーディネーター配置支援(再掲)
- ③ 地域学校協働活動推進員の配置促進等による地域学校協働活動の充実

3) 質の向上に資する研修の充実等

- ① 放課後児童対策に関する研修の充実
- ② 性被害防止等への取組[一部R7補正]
- ③ 事故防止への取組
- ④ 「はじめの100か月の育ちビジョン」との連携
- ⑤ 遊びや体験活動の推進
- ⑥ 放課後児童クラブ運営指針改正内容周知
- ⑦ いわゆる「スキマバイト」への対応

2. 放課後児童対策の推進体制について

(1) 市町村、都道府県における役割・推進体制

- ① 市町村の運営委員会、都道府県の推進委員会の継続実施
- ② 総合教育会議の活用による総合的な放課後児童対策の検討

(2) 国における役割・推進体制

- ① 放課後児童対策に関する二省庁間の連携
- ② 放課後児童対策の施策等の周知

3. その他留意事項について

(1) 放課後児童対策に係る取組のフォローアップについて

- ① 放課後児童クラブの整備<165万人の受け皿整備を進め、できる限り早期に待機児童解消へ>
- ② 放課後児童クラブと放課後子供教室の連携<同一小学校区内でできる限り早期に全てを連携型へ>
- ③ 学校施設を活用した放課後児童クラブの整備促進<新規開設にあたり所管部局が求める場合、できる限り早期に全て学校施設を活用できるように>

(2) 子ども・子育て支援事業計画との連動について

(3) 子ども・子育て当事者の意見反映について

	令和8年度予算案	2,755億円の内数 (2,615億円の内数)
※<子ども・子育て支援交付金>	令和8年度予算案	2,163億円の内数 (2,013億円の内数)
※<子ども・子育て支援施設整備交付金>	令和8年度予算案	67億円の内数 (91億円の内数)
<こども政策推進事業費補助金>	令和8年度予算案	61億円の内数 (48億円の内数)
<保育対策総合支援事業費補助金>	令和8年度予算案	463億円の内数 (464億円の内数)

※費用の一部について、事業主拠出金を充当

事業の目的

- 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るために要する運営費及び施設整備費に対する補助。
- 実施主体：市町村（特別区を含む） ※市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができる

1. 運営費等（子ども・子育て支援交付金により実施）

（1）放課後児童健全育成事業（運営費）

放課後児童クラブの運営に必要な経費に対する補助

○運営費（基本分）の負担の考え方

保護者 1/2	国1/6※	} 1/3 ※国(1/6)は事業主拠出金財源
	都道府県1/6	
	市町村1/6	

【「こども未来戦略」における加速化プラン（令和6年度から継続実施）】

常勤職員配置の改善：運営費において「常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合」の補助を継続する。

（2）放課後子ども環境整備事業

既存施設を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するための改修等に必要経費に対する補助

（3）放課後児童クラブ支援事業

①障害児受入推進事業

障害児を受け入れた場合の加配職員の配置等に必要経費に対する補助

②運営支援事業

待機児童が存在している地域等において、アパート等を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するために必要な賃借料等に対する補助

③送迎支援事業

放課後児童クラブへの移動や帰宅の際の送迎支援に必要な経費に対する補助

（4）放課後児童支援員の処遇改善

①放課後児童支援員等処遇改善等事業

18時30分を超えて開所するクラブにおける放課後児童支援員等の処遇改善に必要な経費に対する補助

②放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業

勤続年数や研修実績等に応じた処遇改善に必要な経費に対する補助

③放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）

収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置に係る補助

（5）障害児受入強化推進事業

（3）の①に加え、障害児を3人以上受け入れた場合の加配職員及び医療的ケア児に対する支援に必要な専門職員の配置等に必要経費に対する補助

（6）小規模放課後児童クラブ支援事業

一の支援の単位を構成する児童の数が19人以下の小規模な放課後児童クラブに複数の放課後児童支援員等の配置をするために必要経費に対する補助

（7）放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業

要支援児童等（要支援児童、要保護児童及びその保護者）に対応する専門的知識等を有する職員の配置に必要な経費に対する補助

（8）放課後児童クラブ育成支援体制強化事業

遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が学習活動を自主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等の経費に対する補助

（9）放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業

第三者評価機関による評価を受審するために必要経費に対する補助

（10）放課後児童クラブ利用調整支援事業

放課後児童クラブを利用できなかった児童等について、当該児童のニーズにあった放課後に利用可能な施設等の利用のあっせん等を行う職員の配置に必要な経費に対する補助

2. 施設整備等（子ども・子育て支援施設整備交付金により実施）

放課後児童クラブの施設整備に必要な経費に対する補助

- 公立の場合
（高上げ前）国 1 / 3、都道府県 1 / 3、市町村 1 / 3
（高上げ後）国 2 / 3、都道府県 1 / 6、市町村 1 / 6
- 民立の場合
（高上げ前）国 2 / 9、都道府県 2 / 9、市町村 2 / 9、社会福祉法人等 1 / 3
（高上げ後）国 1 / 2、都道府県 1 / 8、市町村 1 / 8、社会福祉法人等 1 / 4
※国庫補助率の高上げについては、待機児童が発生している市町村等が対象。

4. その他（保育対策総合支援事業費補助金により実施）

こどもの居場所の確保

（1）放課後居場所緊急対策事業

待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上の市町村における放課後児童クラブを利用できない児童を対象に、児童館や小学校等の既存の社会資源を活用し、放課後等に安全で安心なこどもの居場所を提供する。

（2）小規模多機能・放課後児童支援事業

地域の実情に応じた放課後のこどもの居場所を提供するため、小規模の放課後児童の預かり事業及び保育所などを組み合わせた小規模・多機能の放課後児童支援を行う。

3. 職員確保・研修関係（こども政策推進事業費補助金により実施）

（1）放課後児童クラブ待機児童対策実証等事業【新規】

待機児童が生じている都道府県・市町村において新たに放課後児童クラブで勤務する職員を確保するために事業の魅力発信等に係る経費を補助

（2）放課後児童支援員認定資格研修事業

放課後児童支援員として認定されるために修了が義務づけられている研修を実施するために必要な経費に対する補助

（3）放課後児童支援員等資質向上研修事業

現任職員向けの研修を実施するために必要な経費に対する補助

育成支援の内容の質の向上 ※両事業は、保育士関連の事業と連動して実施

（1）放課後児童クラブ巡回アドバイザーの配置

利用児童の安全確保や、こどもの自主性、社会性等のより一層の向上が図られるよう、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市町村等に配置する。

（2）放課後児童クラブの人材確保支援

放課後児童支援員の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するため、保育士・保育所支援センターにおいて、求人情報の提供や事業者とのマッチングを行う。また、同センター等と連携し、市町村において就職相談等の支援を行う。

5. 令和8年度予算案における拡充内容（子ども・子育て支援交付金により実施）

① 運営費における一時的な登録児童数区分の弾力化【拡充】

○放課後児童健全育成事業（運営費）

一定の要件を満たした上で45人を超えた児童を受け入れた場合にも、特例的に登録児童数区分36～45人を維持できるようにする。

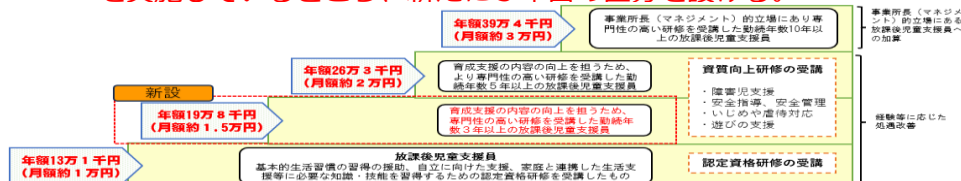
【要件（案）】

- ア 市町村において待機児童が生じている
- イ 適正規模（36～45人）に戻す計画（見込み）があり一時的な対応
- ウ 場所や人材の確保が困難なことにより、支援の単位の分割が困難
- エ 追加の児童1人当たりの専用区画面積に十分な余裕がある
- オ 放課後児童支援員又は補助員を基準に加えて1名追加配置する
※追加の児童数には上限あり
※1事業所が1回に限り1支援単位のみ申請可能とする

② キャリアアップ処遇改善加算に新たな区分を設定【拡充】

○放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業

放課後児童支援員について、勤続年数や研修実績等に応じた賃金改善を実施しているところ、新たに3年目の区分を設ける。



③ 放課後児童クラブ等におけるICT化推進事業【新規】

業務のICT化を推進するとともに、オンライン研修対応、翻訳機等に係る必要な経費を補助する。

<子ども・子育て支援交付金> 令和8年度予算案 2,163億円の内数 (2,013億円の内数)

現状・目的

- 運営費における基本額において、登録児童数が36～45人の支援の単位を基準にしており、これを超えて児童を受け入れた場合、補助基準額が減額となる仕組みとしている。
- この設定は、適切な規模に誘導するために意義があるが、待機児童対策のため、支援単位を増やさず一時的に児童数を増加させて受け入れる場合、運営費が減額になるため、一時的な児童の受入が進まない実態がある。
- このため、安全対策を確実に実施しつつ、一時的な児童の受け入れが進むよう、国の定める基準（面積や職員数）に反しない限りにおいて、登録児童数の区分を弾力運用を行うことにより補助基準額を維持する運用を図っていきたい。

対応策

- 一時的な対応策として、以下の全ての要件を満たす場合に、45人を超えて児童を受け入れた場合であっても、特例的に登録児童数区分を36～45人で維持できるようにしたい。

【要件案】

- ① 市町村において待機児童が発生していること
- ② 適正規模（36～45人）に戻すための計画（見込み）があり、一時的な対応であること
- ③ 場所や人材の確保が困難なことにより、支援の単位を分割しての運営ができないこと
- ④ 追加の児童を受け入れても、児童1人当たりの専用区画面積に十分な余裕があること
- ⑤ 放課後児童支援員又は補助員を基準に加えて1名追加配置すること
 - ・追加児童数を何人まで許容するのか更に検討を行う。
 - ・1事業所が1回限り申請でき、かつ1支援単位のみ申請を可能とする。
 - ・手続き方法については今後検討を行う。

<子ども・子育て支援交付金> 令和8年度予算案 2,163億円の内数 (2,013億円の内数)

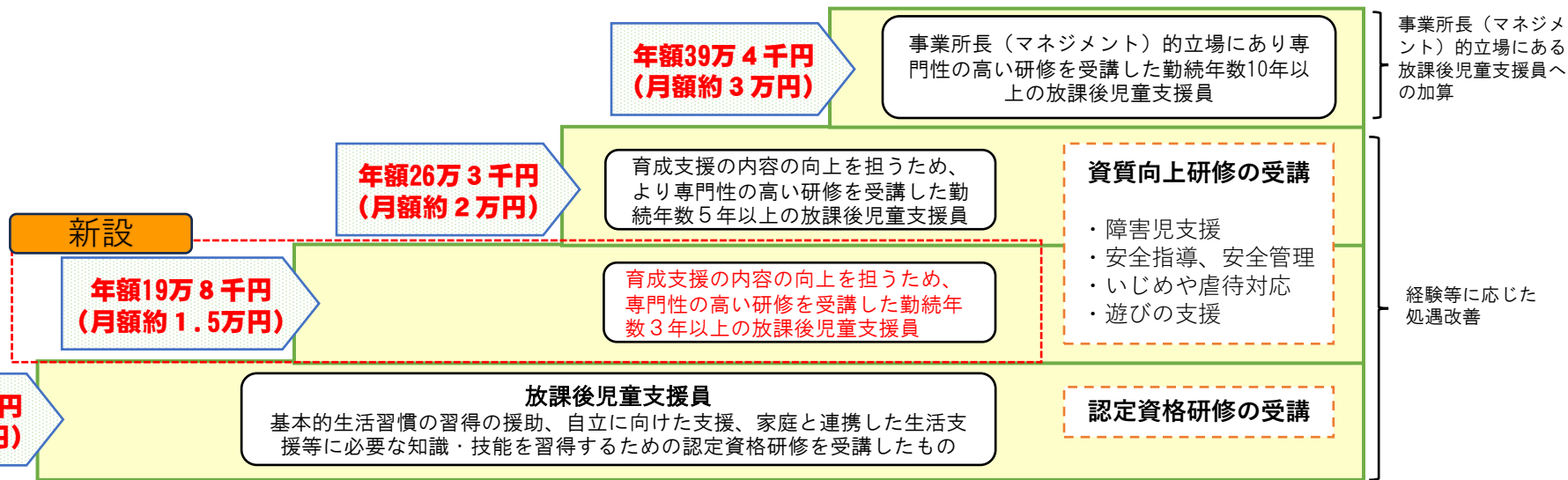
事業の目的

- 放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員について、勤続年数や研修実績等に応じた賃金改善に要する費用を補助する。

事業の概要

支援の単位ごとに①～④の合計額を補助する。その上限額は、919千円とする。

- ①放課後児童支援員 131千円 [1人当たり年額]
- ②概ね経験年数3年以上の放課後児童支援員で一定の研修を受講した者 198千円 [1人当たり年額] **新設**
- ③概ね経験年数5年以上の放課後児童支援員で一定の研修を受講した者 263千円 [1人当たり年額]
- ④概ね経験年数10年以上の放課後児童支援員で一定の研修を受講した事業所長的立場にある者 394千円 [1人当たり年額]



実施主体等

- 【実施主体】市町村（特別区及び一部事務組合を含む） ※ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。
- 【補助率】国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

	令和7年度補正予算	36億円の内数
<子ども・子育て支援交付金>	令和7年度補正予算	11億円の内数
<子ども・子育て支援事業費補助金>	令和7年度補正予算	10.5億円
<子ども・子育て支援施設整備交付金>	令和7年度補正予算	8.3億円
<こども政策推進事業費補助金>	令和7年度補正予算	5.6億円の内数
<こども政策推進事業委託費>	令和7年度補正予算	0.1億円

1. 待機児童の解消等に向けての居場所づくり構築

(1) 企業等の活力を活かした小学生の預かり機能構築モデル事業（子ども・子育て支援事業費補助金により実施）

放課後児童クラブの待機児童が発生している中、小学生の放課後の預かり機能の多様化を図る必要がある。企業等民間の創意工夫を活かした預かりの場や、職域や地域に密着した小学生の居場所を構築するための環境整備に係る実証的な取組を行う。

(2) 児童館等を活用した地域課題解決モデル事業（こども政策推進事業費補助金により実施）

すべてのこどもが利用できる児童館の特性を活かし、現行の「児童館ガイドライン」に示された内容を超え、今後期待される活動に取り組む自治体に対して事業費を補助する。※こどもの居場所づくり支援体制強化事業で実施

2. 放課後DX・研修

(1) 放課後児童クラブ利用手続き等に関わるDX推進実証事業（子ども・子育て支援事業費補助金により実施）

放課後児童クラブDXを推進するためのコンソーシアム（構成員：市町村、放課後児童クラブ運営法人・事業所、開発ベンダー等）を設置する市町村に対して、実証に係る経費を補助する。

(2) 放課後児童支援員認定資格研修推進事業（こども政策推進事業委託費により実施）

都道府県が実施する放課後児童支援員認定資格研修の実施については、定員・実施回数や講師の確保等の課題があり、これにより、受講待機者が発生していることから、放課後児童支援員認定資格研修の開催負担の軽減を図り、放課後児童支援員の人材確保を図っていくもの。

3. 施設整備等の支援

(1) 放課後児童クラブ整備促進事業（子ども・子育て支援施設整備交付金により実施）

待機児童が発生している市町村等における施設整備費の自治体負担分に対し国が財政支援することにより、放課後児童クラブの整備を更に加速化させて、待機児童の早期の解消を図る。

(2) 放課後児童クラブ等における性被害防止対策に係る設備等支援（こども政策推進事業費補助金により実施）

すべてのこども・若者が安心して過ごせる社会の実現に向け、放課後児童クラブ等における性被害防止対策に係る設備等支援を行い、性被害防止のための対策とする。

4. 物価高騰支援

地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業（子ども・子育て支援交付金により実施）

物価上昇といった厳しい環境の中でも安定的な事業運営を継続して提供できるよう支援を行う

<子ども・子育て支援事業費補助金> 令和7年度補正予算 10億円

事業の目的

- 放課後児童クラブの待機児童が発生している中、小学生の放課後の預かり機能の多様化を図る必要がある。企業等民間の創意工夫を活かした預かりの場や、職域や地域に密着した小学生の居場所を構築するための環境整備に係る実証的な取組を行う。

事業の概要

以下の(1)～(3)を一連の事業として実施する。

(1) 調査研究の実施

保護者の就労環境や、放課後児童クラブ等のこどもの居場所の充足状況等を勘案した上で、企業等民間の活力を導入した小学生の預かり機能を有した場の確保等を必要に応じて行うため、事業者や有識者、自治体担当部署等の関係者の知見を取り入れつつ、(2)の小学生の預かり機能構築に伴走し、事業の効果検証を行い、今後の預かり機能構築に向けた調査研究を行う。

(2) 小学生の預かり機能構築の実施

例1：企業主導型保育事業所や認可外保育施設、事業所内保育所の余裕定員を活用した小学生の預かり

例2：民間の教育関連事業所（学習塾、スポーツクラブ等）のスペースを活用した、体験活動等を付加した小学生の預かり

例3：企業内において、多様なニーズを有した小学生（不登校や発達支援を要するこども、病児等）の預かり

例4：民間主導で行われている多様な「こどもの居場所」における小学生の預かり

- 「預かり機能」を果たしうる「場」や「人材」の確保等の支援（賃借料補助、人件費補助等）
- 運営上の阻害要因の分析を行い、解決策（例：人材確保・人材育成支援、運営基盤構築に向けたコンサルティング等）の検討、実行
- 利用するこどもの意見を聴取する手法の開発、実施
- こどもの発達への影響や、支援困難ケースを考慮した運営内容の検討、実施
※多様なニーズを有する小学生を預かる場合にはその職員体制に留意すること
- 小学生の生活実態に即し、小学校等、地域、職域、家庭との連携・協働体制の検討、実施
- 経営的に持続可能となるような方策を検討しつつ、放課後児童クラブ等の既存事業に移行することも視野にいれて、利用する小学生が安定的に放課後に過ごすことができる場の創設を目指す。
- 預かり事業実施事業者については、所在地自治体と協議するとともに、こども家庭庁と地域性や類型のバランスについて協議の上、決定する。

(3) 成果物の提出

モデル事業実施後は、成果を報告書としてとりまとめ、広く周知するとともに、こども家庭庁に報告する。

※こども家庭庁は、実施団体から随時報告を受けた上で、提出のあった成果物から好事例を精査し、更に横展開を図る。

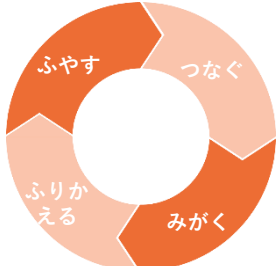
実施主体等

【実施主体】民間団体、地方自治体

【補助基準額】1事業あたり2千万円 <(2)の事業数に応じて加算>

【補助率】国10/10 <(2)による預かり事業実施事業者への補助については別途設定>

2. こどもの居場所づくり

<p>概要</p>	<p>こども食堂や学習支援など、様々なこどもの居場所づくりの取り組みがされているなか、こうした取り組みを推進する観点から、こどもの居場所づくりについて国としての考え方を示すもの。</p>
<p>背景</p>	<p>地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、地域の中でこどもが育つことが困難になっており、また児童虐待の相談対応件数や不登校、自殺者数の増加など、こどもを取り巻く環境の厳しさが増している。さらに、価値観の多様化やそれを受け入れる文化の広がりに伴い、居場所への多様なニーズが生まれている。こうしたなか、様々な地域で多様な形態による居場所づくりが実践されており、国としても一定の考え方を示すことが求められている。</p>
<p>理念</p>	<p>全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長していけるよう、「こどもまんなか」の居場所づくりを実現する。</p>
<p>こどもの居場所・居場所づくりとは</p>	<ul style="list-style-type: none"> 居場所とは、こども・若者本人が決めるものである。こども・若者が過ごす場所・時間・人との関係性全てが、こども・若者にとっての居場所になり得る。また、物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとり得るものである。 居場所とは、こども・若者本人が決めるものである一方で、居場所づくりとは、第三者が中心となって行うものであるため、両者には隔たりが生じ得る。 こうした隔たりを乗り越えるため、こども・若者の声を聴き、こども・若者の視点に立った居場所づくりを進める必要がある。
<p>こどもの居場所づくり推進の視点</p>	<div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin-left: 20px;"> <p>こどもの居場所づくりを推進するに当たり基本的な4つの視点として整理</p> <ol style="list-style-type: none"> ①「ふやす」～多様なこどもの居場所がつけられる ②「つなぐ」～こどもが居場所につながる ③「みかく」～こどもにとって、より良い居場所となる ④「ふりかえる」～こどもの居場所づくりを検証する </div> </div>
<p>役割責務等</p>	<p>こどもの居場所づくりに関係する地方公共団体や国、民間団体・機関、学校、企業等含め全ての者が、本指針で掲げるこどもの居場所づくりに関する理念等を共有するとともに、その重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要である。</p>

こどもの居場所づくりに関係する者の責務、役割と推進体制等

責務・役割

こどもの居場所づくりに関係する者の

こどもの居場所づくりに関係する全ての者が、本指針で掲げるこどもの居場所づくりに関する理念等を共有するとともに、その重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要である。

民間機関や地域の役割

居場所づくりの担い手である**民間団体・機関**は、本指針の理念等を踏まえ、地域の実情に応じた取り組みを関係者と連携しつつ実施する。**地域住民**は、こうした取り組みへの関心と理解を深め、自ら参加するとともに、こどもの見守りなど積極的な役割が期待される。

学校や企業の役割

学校は、教育機関としての役割のみならず、居場所としての役割も担っており、その認識の下、学校・家庭・地域が連携・協働し、居場所づくりを推進する。**企業**は、社会的責任を果たす観点から、食材や活動プログラムの提供、運営ノウハウや技術支援など積極的な役割を担うことが期待される。

地方自治体や国の役割

市町村は、量・質両面からこどもの居場所づくりを計画的に推進する。**都道府県**は、市町村の取組を支える。**国**は、これらの取組を支えるとともに、評価指標の策定等を通じた全国レベルでの進捗把握や、居場所づくりの好事例の発信など普及促進を行う。

国における推進体制

- ・本指針に基づきこどもの居場所づくり施策を総合的に推進するため、こども家庭庁が政府の取組を中心的に担い、**こども家庭庁のリーダーシップの下、関係府省庁が連携・協力しつつ、政府一体となってこどもの居場所づくりを強力に推進する。**
- ・国が策定するこども大綱に本指針の内容を盛り込み、関連する他のこども施策とあわせ具体的施策を推進する。

地方自治体における推進体制

- ・こども政策担当部署がリーダーシップを取る方法や、教育委員会がリーダーシップを取る方法など、**地域の実情に応じて関係者が連携・協力できる体制を構築することが期待される。**とりわけ、**福祉部門と教育部門との連携が重要**である。関係者による協議会などの会議体を置くことも考えられる。
- ・こども基本法において、都道府県は、国のこども大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられている。**こどもの居場所づくりについても自治体こども計画に位置づけ、計画的に推進していくことが求められる。**

施策の実施状況等の検証・評価、指針の見直しについて

- ・こども家庭審議会において、施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価し、これを踏まえて対策等の見直しや改善に努めることが重要。**国においてこどもの居場所づくりの検証の方法を十分に検討した上で、評価指標等を設定し、その進捗を定期的にフォローアップする。**また、調査研究や事例収集等を通じて、地域のこどもの居場所づくりの取組状況等を適切に把握・分析し、政策的対応に向けた検討を行う。**その際、こども・若者の参画を得るとともに、こどもの居場所に関係する者の意見を聴きながら丁寧に進めることが重要。**
- ・施策の進捗状況、社会情勢の変化等を踏まえ、こども大綱とも十分に連携を図る観点から、**おおむね5年後を目処に見直しを行う。**

推進体制等

〈こども政策推進事業費補助金〉令和7年度補正予算 5億円

事業の目的

- こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地方自治体におけるこどもの居場所づくりの支援体制の構築等に必要の実態調査・把握や広報啓発活動の支援を行うとともに、NPO法人等が創意工夫して行う居場所づくりのモデル事業を継続して実施する。
- 本事業により、こどもの居場所づくりを促進するために有効と考えられる、「こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業」の実施率の向上につなげる。
- また、地域におけるこどもの諸問題に対応するべく、今後の児童館の活動を開発し、普及することを目的にモデル事業を実施する。
- (1)～(3)は「こどもの居場所づくりに関する指針」に基づく取組に対して、3年間(令和6年度～令和8年度)、(4)は3年間(令和7年度～令和9年度)で集中して支援を行い推進するものである。

事業の概要

(1) 実態調査・把握支援

居場所の有無をはじめ、こどものニーズ等の現状を把握するための実態調査を実施する地方自治体に対して、財政支援を行う。

(2) 広報啓発活動支援

こどもの居場所づくりを推進するために、以下に掲げるような広報啓発の取組を行う地方自治体に対して、財政支援を行う。

〈広報啓発の取組例〉

- ・こどもと居場所等をつなぐためのポータルサイト等の制作・改修
- ・居場所マップの作製・配布
- ・人材の発掘に向けたシンポジウム等のイベントの実施 等

(3) NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援(モデル事業)

NPO法人等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりやこどもの可能性を引き出す取組への効果的な支援方法等を検証するためのモデル事業を実施。

〈想定されるテーマ例〉

- ・早朝のこどもの居場所づくり
- ・新たなテクノロジーを活用したこどもの居場所づくり
- ・ユースを中心とした居場所づくり 等



(4) 児童館等を活用した地域課題解決モデル事業

すべてのこどもが利用できる児童館の特性を活かし、現行の「児童館ガイドライン」に示された内容を超え、今後期待される活動に取り組む自治体に対して事業費を補助する。

〈活動例〉小学生の生活の連続性に配慮した地域人材のコーディネート(学校支援人材や放課後児童支援員等の放課後支援人材の発掘、養成等)

実施主体等

(1) 実態調査・把握支援

【実施主体】	都道府県、市区町村	【補助率】	国 1/2、都道府県・市区町村 1/2
【補助基準額】	1 都道府県あたり	7,489千円	1 指定都市あたり 5,842千円
	1 特別区・中核市あたり	3,683千円	1 市町村あたり 2,080千円

(2) 広報啓発活動支援

【実施主体】	都道府県、市区町村	【補助率】	国 1/2、都道府県・市区町村 1/2
【補助基準額】	1 都道府県あたり	4,502千円	1 指定都市あたり 4,090千円
	1 特別区・中核市あたり	3,849千円	1 市町村あたり 2,107千円

(3) NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援(モデル事業)

【実施主体】	都道府県、市区町村、民間団体(全国展開しているオンラインの居場所に限る)
【補助率】	国 10/10
【補助基準額】	1 団体あたり 5,000千円(上限) ※同一団体の同一事業は採択しない。

(4) 児童館等を活用した地域課題解決モデル事業

【実施主体】	都道府県、市町村
【補助率】	国 10/10
【補助基準額】	1 自治体あたり 5,000千円



〈こども政策推進事業費補助金〉令和8年度予算案 7億円（9億円）

事業の目的

- こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地方自治体におけるこどもの居場所づくりの支援体制の構築等に必要「こどもの居場所づくりコーディネーター」の配置等の支援を行う。「こどもの居場所づくりコーディネーター」は、地域の既存資源の把握やネットワーキング、利用ニーズの実態把握や、新たに居場所づくりをする人の支援、継続していくためのサポート等の役割を担い、地域全体でこどもの居場所づくりの推進に取り組む。

事業の概要

地域のニーズを把握し、資源の発掘・活用、その地域で居場所を求め子どもを居場所につなげる等、地域の居場所全体をコーディネートしたり、安定的で質の高い居場所の運営において必要となる、運営資金のやりくりや人材の活用・育成等の組織経営をサポートする人材の配置に対して財政支援を行う。

また、地方自治体と連携して実施される居場所づくりの取組に対し、その立ち上げ資金を補助する。

【こどもの居場所づくりコーディネーターの要件】

- 地域の実情に応じたコーディネートができ、本事業を適切に行うことができると自治体が認めた者

【こどもの居場所づくりコーディネーターの業務内容】

- 居場所に関する地域資源の把握
- 居場所同士や関係機関等ネットワーク形成
- その他、地域の実情等に応じて行う業務



実施主体等

【実施主体】都道府県、市区町村

【補助率】国1/2、都道府県・市区町村 1/2

【補助基準額案】 i) コーディネーター配置（1実施主体あたり）

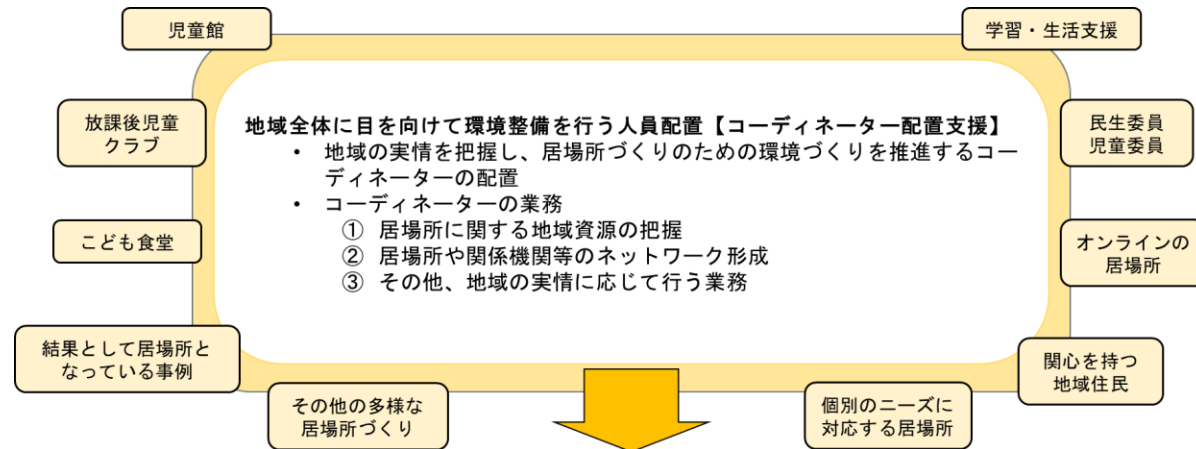
17,580千円（3名以上配置の場合）

11,846千円（2名配置の場合）

6,111千円（1名配置の場合）

ii) 居場所立ち上げ支援（1か所あたり）

50千円



こどもの居場所づくりコーディネーターの役割・先進事例一覧

実施要綱上
必須とされる
業務内容

居場所に関する地域資源の把握

- 市民向けセミナーの開催等を通じた、地域の人材発掘(新潟市・豊中市・真庭市・福岡市・他)
- 寄付の窓口開設等による、地域資源の収集(新潟市・豊中市・鳥取市・他)
- 居場所づくりの実践に対するペーパー調査・ヒアリング調査の実施(鳥取市)
- 実践現場からの情報収集(福岡市・他)

居場所同士や関係機関等ネットワーク形成

- 生活圏としての地域と結びついたネットワーク会議の開催(豊中市)
- 実践者と支援者の協働によるプラットフォームの構築(鳥取市)
- こども家庭センター等、行政との連携(横浜市・他)

居場所の運営や、人材育成等の組織経営のサポート

- 居場所づくりに関する相談窓口の開設(新潟市・真庭市・鳥取市・他)
- 助成金や補助メニュー、各種施策等の情報提供(新潟市・京都市・他)
- 実践者向けセミナー等の開催(京都市・豊中市・他)

居場所に関するこども・若者のニーズ把握、居場所とのマッチング

- 居場所づくりに関する情報発信ツール(SNS・HP等)の開設・運営(豊中市・福岡市・他)

その他、地域の居場所づくりの推進に必要な業務

- 地域の既存のネットワークとの連携等(新潟市・京都市・他)
- 市民の課題意識から「居場所」に関する取組に結び付ける活動(真庭市)
- 地域企業へのアプローチ(鳥取市)

地域の実情に
応じて実施する
業務内容

「災害時のこどもの居場所づくり」手引き（概要）

概要

平時の備えから、発災直後・中・長期を含む期間における取組まで、**災害時におけるこどもの居場所づくりに必要な情報や留意すべき点、参考になる取組等をまとめたもの。**

定義

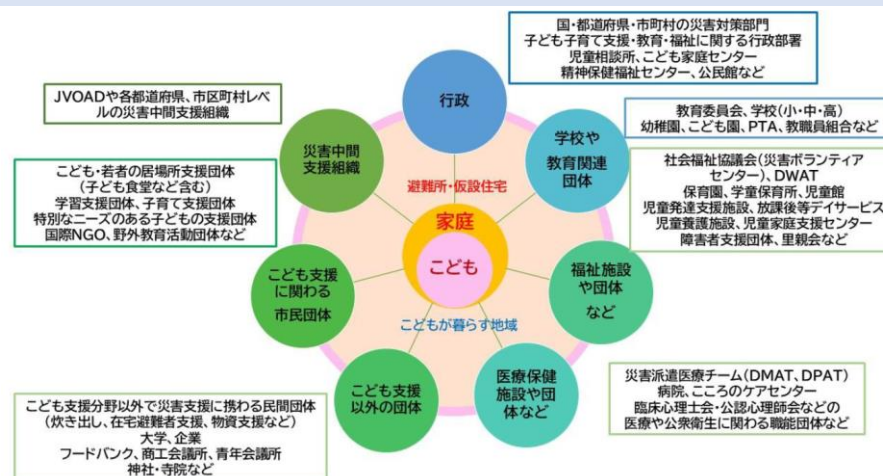
「災害時のこどもの居場所」とは、自然災害や事故等の緊急事態において、**被災地域または避難した先で設置されるこどもの居場所**のことを指す。平時とは異なり、十分な準備期間がないこと、被災地域外から入る団体との連携が重要なこと、時間の経過とともに求められる役割が変化すること、支援者を対象とした支援（支援者支援）が重要なこと、等に留意しながら取り組む必要がある。

望ましい居場所のあり方

発災後2,3日以内に、各避難所に一か所ずつ居場所を設置するとともに、避難所外で生活するこどももアプローチできるよう環境整備に努めることが求められる。居場所においては安全の確保を最優先にしながら、以下のような**様々な領域の活動が提供されることが望ましい。**
安全・安心な場の提供／遊びの場の提供／学習の場の提供／食事やおやつの提供／情報の提供／物資の提供／相談支援／こども・若者の主体的な活動の場の提供

発災後の取組

- 災害時のこどもの居場所は、**災害時に侵害されやすいこどもの権利を守る場**となる必要がある。
- 支援を必要とする全てのこどもに速やかに居場所を提供するために、行政や支援団体等、**関連する多様な組織・団体それぞれの連携と調整（災害支援コーディネーション）**が重要となる。
- **様々な特性や事情を持つこども**が利用することを想定する必要があり、多様な可能性を考えて慎重に準備をする必要がある。



平時の備え

「平時の備え」とは、災害が起きた後に速やかにこどもの居場所づくりを進めるための準備だけではない。**平時においてこどもの育ちを重層的に支えるための基盤整備**が、災害への備えとなる。

- 自治体の取組：災害時のこどもの居場所づくりに関する方針の作成、地域資源等のリストアップ、研修、等
- 支援団体の取組：平時からのネットワーク構築、非常時に活用可能な資源のパッケージング、人材育成、等